

令和 8 年度 健康福祉委員会資料

2 所管事務の調査（報告）

（3）令和 7 年度 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター
「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

資料 1

令和 7 年度 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター
「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」シート

参考資料 1

令和 7 年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」
について

参考資料 2

令和 7 年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」
の審議結果について

令和 8 年 8 月 2 7 日

健 康 福 祉 局

（保健医療政策部 環境保健・アレルギー疾患対策課）

経営改善及び連携・活用に関する取組評価
(令和7(2025)年度)

法人名(団体名)	公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	所管課	健康福祉局保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課
----------	---------------------	-----	-----------------------------

経営改善及び連携・活用に関する方針				
法人の概要	1 法人の事業概要 ・公害健康被害被認定者の閉そく性呼吸器疾患に係る検査、検診に関すること ・被認定者の保健福祉に関すること ・被認定者の療養に係る資料の収集及び管理に関すること ・被認定者の応急医療に関すること ・広く市民に対する大気汚染等による呼吸器疾患に伴う健康被害の予防に関すること ・その他目的を達成するために必要な事業 2 法人の設立目的 川崎市市長及び横浜市長が認定した公害健康被害被認定者の健康の回復及び福祉の向上を図るとともに、川崎及び横浜両市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与することを目的としています。 3 法人のミッション ・川崎・横浜公害保健センターは、川崎・横浜両市の公害健康被害被認定者の健康の回復及び福祉の向上を図るとともに、広く川崎・横浜両市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与する専門施設として設立されたものです。 ・両市の公害健康被害被認定者の医学的検査を行うことにより認定審査の公平性を担保するとともに、被認定者に保健福祉事業を行い、更には広く市民に呼吸器疾患に係る予防事業を行うことにより、両市における環境保健事業の効果的推進に寄与しています。			
	本市施策における法人の役割	川崎・横浜公害保健センターは、公害健康被害に係る専門的施設として設立され、被認定者への医学的検査やリハビリテーション事業、また市民に対する呼吸器健康相談事業を実施することにより、被認定者の健康の回復及び福祉の向上と、広く市民への呼吸器疾患の予防を図っていることから、本市の環境保健事業を推進する役割を担っています。		
法人の取組と関連する市の計画		市総合計画上関連する政策等	政策	施策
		関連する市の分野別計画	政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる	施策1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり
現状と課題	1 現状 ・公害健康被害の新規認定が昭和63(1988)年3月の第1種指定地域の指定解除により既に終了し、被認定者も年々、減少しており、検査・検診事業が減収傾向にあると言えます。 ・組織面では、令和元年度に正規職員が定年となり、在職している職員は、嘱託職員及びパート職員です。 2 課題 ・被認定者数は減少傾向にあるものの、40～50代の被認定者が多数存在しており、公害保健センターが担う役割は今後も継続して必要とされています。 ・また、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第14条に基づく収支相償を勘案しつつ収支均衡に努め、保健福祉事業や健康被害予防事業を充実させることが求められます。 ・組織面では今後、職員間の円滑なチームワークを向上させるとともに、緊急時の執行体制を構築し、安定した事業継続を図る必要があります。			
	取組の方向性	1 経営改善項目 今後は、収支相償を勘案しつつ収支均衡に努め、保健福祉事業や健康被害予防事業の委託事業の増加の検討と事業実施手法を含めた執行体制を確立するほか、少人数職員による効率的・安定的な事業運営を行い、各事業に参加した方々に満足いただけるような事業内容の充実を図ります。 2 連携・活用項目 ・公害保健センターの主な設立目的は、公害健康被害被認定者の健康の回復及び福祉の向上と、市民への大気汚染による呼吸器疾患に伴う健康被害の予防となっています。 ・特に、被認定者の医学的検査結果を基に判断する認定審査においては、公平性の確保が重要であるため、客観的事実に基づいたデータ収集に注目しながら検査を実施しています。 ・また、呼吸機能訓練等の保健福祉事業の実施や、呼吸器健康相談等の健康被害予防事業の実施により、公害保健センターが本市の環境保健事業の一翼を担っていることから、今後も当法人と連携し、本市環境保健事業を推進していきます。		

本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

4力年計画の目標

・公害健康被害被認定者の医学的検査を行うことで、本市における認定審査の公平性を担保するとともに、被認定者に保健福祉事業を実施し健康の回復と福祉の向上に寄与すること、また、広く市民に対して呼吸器疾患に伴う予防事業等を行うことにより、環境保健事業の効果的な推進に寄与することを目標にしています。特に、被認定者の医学的検査、認定更新や障害程度の見直し等については、専門性が高く、長年にわたる医学的データが蓄積されていることから、被認定者の専門施設として当法人を今後も活用していくことが効果的です。

・今後、被認定者が減少していく中で、検査・検診事業が減収傾向となる一方、相対的な固定費の割合の増加が見込まれることから、呼吸機能訓練等の保健福祉事業や呼吸器健康相談等の健康被害予防事業に注力する必要があります。

・委託事業等の事業実施手法を含めた執行体制の確立とチームワークの向上により安定した事業運営を行い、各事業に参加した方々に満足いただけるような事業内容の充実を図ります。

1. 本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標	現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和7 (2025)年度)	実績値 (令和7 (2025)年度)	単位	達成度 (※1)	本市による評価 ・達成状況 (※2) ・費用対効果 (※3)	今後の取組の 方向性 (※4)
①	検査・検診事業	受診率	84	88	19	%	d	E	II
		事業別の行政サービスコスト 本市財政支出 (直接事業費)	12,622 (19,277)	16,453 (26,204)	7,798 (11,135)	千円	1)	(3)	
②	保健福祉事業	呼吸機能訓練教室参加者数	164	212	272	人	a	A	I
		「満足」と回答した者の率	90	95	100	%	a		
		事業別の行政サービスコスト 本市財政支出 (直接事業費)	3,660 (3,660)	4,900 (4,900)	2,811 (2,811)	千円	1)	(1)	
③	健康被害予防事業	呼吸器健康相談参加者数	49	54	34	人	c	C	II
		「満足」と回答した者の率	98	96	100	%	a		
		事業別の行政サービスコスト 本市財政支出 (直接事業費)	3,307 (3,307)	5,400 (5,400)	1,851 (1,851)	千円	1)	(2)	

2. 経営健全化に向けた取組

取組No.	項目名	指標	現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和7 (2025)年度)	実績値 (令和7 (2025)年度)	単位	達成度	本市による評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	効率性の高い業務運営・改善	経常収支比率	91.6	88.5	88.2	%	c	D	II
		正味財産の額	147,846	109,367	92,467	千円	c		

3. 業務・組織に関する取組

取組No.	項目名	指標	現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和7 (2025)年度)	実績値 (令和7 (2025)年度)	単位	達成度	本市による評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	効率的・効果的な組織運営	研修会参加後のフィードバック件数	—	6	6	件	a	A	I

(※1)【a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】

(行政サービスコストに対する達成度については、1). 実績値が目標値の100%未満、2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4). 実績値が120%以上)

(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】

(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】

(※4)【I. 現状のまま取組を継続、II. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、III. 状況の変化により取組を中止】

法人及び本市による総括

【令和6(2024)年度取組評価における本市の総括コメントに対する法人の受止めと対応】

川崎市の「川崎・横浜公害保健センターの今後の在り方について」を踏まえ、法人として令和8(2026)年度をもって全ての事業を終了することを決定しました。また、事業終了までの間、可能な範囲で経費の節減を行いながら着実に事業を実施することを目標とします。

民間医療機関等へ事業の移行が進むことで令和8(2026)年度は事業規模が更に縮小することになりますが、着実に事業を実施することで受検の支障につながらないよう、行政と連携して円滑な移行に向けて最大限の努力を行います。また、物品購入や建物補修なども事業終了までの必要最小限の範囲で執行し、事業規模や組織体制を縮小しつつ、医療の質や安全・安心を確保しながら、安定した運営に取り組みます。

【令和7(2025)年度を含む4か年の取組評価の結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など】

「本市施策推進に向けた事業取組」については、各事業を実施することにより、被認定者の健康の回復及び福祉の向上と、広く市民への呼吸器疾患の予防を図っていることから、本市の環境保健事業を推進することに寄与していますが、一部、目標未達成の取組があること、また、「経営健全化に向けた取組」についても、目標未達成の取組があり、法人における事業継続についての課題があります。

今後については、本市が示した「川崎・横浜公害保健センターの今後の在り方について」を踏まえ、法人として、令和8(2026)年度をもって事業を終了し、法人の解散を決定しました。これまでセンターに委託してきた事業に関して、事業移行に向けて、本市は、被認定者へ個別の御案内・架電等により、不安の解消などの対応をしており、法人においては、事業の終了までの間、安定した運営に取り組むとともに、民間医療機関等を活用した事業への円滑な移行に寄与することを期待します。また、引き続き可能な範囲で経費の節減などを行いながら、受託事業を着実に実施していく必要があり、本市の医学的検査については、被認定者の状態に応じ、安心・安全に検査を受検できるよう対応していくとともに、呼吸機能訓練・呼吸器健康相談については、参加者の満足につながるよう、着実な事業実施に努めることを期待します。

法人名（団体名）	公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	所管課	健康福祉局保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課
----------	---------------------	-----	-----------------------------

1. 本市施策推進に向けた事業取組①(令和7(2025)年度)

事業名	検査・検診事業
計 画（Plan）	
現状	川崎・横浜両市の公害健康被害被認定者を対象とし、1年ごとに行う障害程度の見直しと、3年ごとの認定更新の審査に必要な検査・検診をセンターで行い、必要なデータを両市に提供しています。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、検査・検診事業の実施予定回数65回のうち、17回が中止となり、受診率が57%と大幅に減少しました。
行動計画	・年度当初の被認定者数について、受診率を指標として医学的検査の受診者数を確保します。 ・認定更新期限が満了する3か月前に、被認定者に認定更新案内を通知することにより、周知を行います。 ・認定更新のサイクルによる年度ごとの受診者や、高齢化に伴う参加者の減少傾向等を見込み、被認定者が、どの程度センターの医学的検査受診するのかを把握するため、各年度の受診率を推計します。
具体的な取組内容	・公害健康被害の補償等に関する法律及び川崎市健康被害補償条例の規定に基づき、事業終了まで可能な範囲でコスト削減に努めながら、被認定者の認定更新及び障害程度の見直しに係る医学的検査を実施します。また、民間医療機関等を活用した事業への円滑な移行に寄与するため来所者への周知、案内等を行います。 ・最大7項目（肺機能検査、血液検査、胸部X線検査、心電図検査、経皮的動脈血酸素飽和度測定検査、動脈血ガス分析検査、喀痰検査）のうち、必要に応じた検査を行います。 ・被認定者には基礎疾患のある高齢者のほか、付き添いが必要な方や施設からの来所者など、センターでの受診に介助が必要な方もいるため、受診者数を確保するため柔軟に対応してまいります。



実施結果（Do）	
本市施策推進に向けた活動実績	【指標1関連】 公害健康被害の補償等に関する法律及び川崎市健康被害補償条例の規定による1年ごとの障害程度の見直し及び3年ごとの認定更新に係る医学的検査を実施しました。 検査・検診事業の民間医療機関等への移行が進む中、受検者数の減少に合わせ検査実施回数を令和7(2025)年度は年44回に縮小して実施しました。



評価 (Check)									
本市施策推進に関する指標			目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	受診率		目標値	84	88	88	88	88	%
	説明	公害健康被害補償法に基づく障害程度の見直し及び認定更新に伴う医学的検査の受診者数÷年度当初の被認定者数(川崎市分)	実績値		86	80	54	19	
指標1 に対する達成度			d	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)									
・被認定者が減少傾向にあること、公害保健センターではなく民間医療機関等で受検する被認定者が増えていること、さらに、センター受託事業の令和8(2026)年度終了方針に伴い、市が円滑な移行を進めるため受検予定者に民間医療機関等での受検案内を行ったことなどから、センターでの受検者数が令和6(2024)年度より大幅に減少したため、目標値は達成できませんでした。									
本市による評価	達成状況	区分		E	区分選択の理由				
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った			被認定者の受検の機会を確保するため、予約日の変更など柔軟に対応を行ったが、民間医療機関等で受検を希望する被認定者が増加したことなどにより、成果指標である「受診率」は、目標の88%を達成することができなかったため。				
行政サービスコスト			目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値	12,622 (19,277)	16,453 (26,204)	12,484 (19,883)	12,484 (19,883)	16,453 (26,204)	千円
	説明	本市財政支出(直接事業費)	実績値		13,025 (16,960)	12,660 (17,126)	11,254 (16,083)	7,798 (11,135)	
行政サービスコスト に対する達成度			1)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上					
法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)									
・令和8(2026)年度の受託事業終了に伴い、段階的な運営体制の縮小を図り人件費を削減しました。また、検査回数の減により応援医師への報酬や医療スタッフの賃金が減少しました。これらのことから、直接事業費及び行政サービスコストが大幅に減少しました。									
本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価)	区分		(3)	区分選択の理由				
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である			被認定者が減少傾向にあること、民間医療機関等で受検する被認定者が増加していること、医学的検査の委託の終了方針を決定したことなどから、センターでの受検者数が大幅に減少し、本市施策推進における指標の目標値を達成していないため。なお、法人においては、委託の終了まで引き続き可能な範囲で経費の節減などを行いながら着実に事業を実施していく必要がある。				

改善 (Action)		
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II ・事業の終了まで引き続き可能な範囲で経費の節減などを行いながら着実に受託事業を実施するとともに、民間医療機関等への円滑な移行に寄与します。 ・円滑な事業移行を進めつつ、令和8(2026)年度の受託事業の終了に向け、事業終了までの間、適切に受入を行ったことを把握するため、次期方針では実施回数をもって指標とします。

法人名（団体名）	公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	所管課	健康福祉局保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課
----------	---------------------	-----	-----------------------------

本市施策推進に向けた事業取組②(令和7(2025)年度)

事業名	保健福祉事業
計 画（Plan）	
現状	公害健康被害被認定者の損なわれた健康の回復、保持増進と福祉の向上を目的として実施する事業であり、公害保健センターに本市が委託し、各分野の専門家による日常生活における療養の方法、呼吸指導等の訓練等、毎月1回の呼吸機能訓練教室を開催しています。また、被認定者全員に案内通知を発送し参加を募るとともに、参加者に対しては年度末にアンケート調査を行っています。
行動計画	・参加者数確保のため、被認定者への個別通知やチラシ配布等、広報の充実を図ります。 ・アンケート回答の「満足」との回答率を指標とし、内容の充実を図ります。
具体的な取組内容	・「呼吸機能訓練教室11回」及び「知識普及講演会2回」(成人ぜん息患者や一般市民を含む)を可能な範囲でコスト削減に努めながら実施します。 ・参加者はぜん息など基礎疾患のある方が多いため、感染症対策として、マスクの着用や体温測定、手指・器物の消毒を徹底し、参加者等の安全対策の確保に努めるとともに、アンケートなどから参加者が満足していただけるような事業内容の充実を図るため、新たに4名の理学療法士の方を講師として招聘します。 ・呼吸機能訓練教室は、公害健康被害被認定者だけでなく、慢性閉塞性肺疾患（COPD）等の呼吸器疾患罹患患者も対象としており、健康の回復・増進だけでなく、予防に伴う自己管理能力の向上も目的として実施します。



実施結果（Do）

本市施策推進に向けた活動実績	【指標1関連】 本事業は被認定者や呼吸機能が低下した人を対象として、被認定者等への個別通知やチラシの配布などにより、呼吸機能訓練教室及び知識普及講演会の開催を周知しました。また、呼吸機能訓練教室では全身ストレッチや気功療法等を、知識普及講演会では医師による講演を継続して実施しました。なお、令和7(2025)年度は新たに4名の理学療法士の方に呼吸機能訓練教室に講師として参加していただきプログラムの充実を図り、感染症予防対策を行いながら、目標値を上回る272人が受講しました。 【指標2関連】 被認定者を対象とした「呼吸機能訓練教室13回」(成人ぜん息患者や一般市民を対象とした「知識普及講演会2回」を含む)に参加した者に対して、アンケートを実施した結果、「満足」と回答した参加者は100%でした。また、令和7(2025)年度のアンケート結果については、講義よりも実技の時間を多くしてほしいという参加者のニーズにあった内容を令和8(2026)年度事業計画(4月～12月)に反映させました。
----------------	--



評価 (Check)									
本市施策推進に関する指標			目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	呼吸機能訓練教室参加者数		目標値		180	212	212	212	人
	説明	年間の総参加者数	実績値	164	255	317	241	272	
2	「満足」と回答した者の率		目標値		92	93	94	95	%
	説明	教室終了後にアンケートを実施	実績値	90	98	96	95	100	
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載						
指標2 に対する達成度		a							
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)									
・年間の参加者数については、感染症予防対策の取組を進めつつ、医師による講演を継続して取り入れるとともに、新たに4名の理学療法士の方に講師として参加していただき、講義だけではなく呼吸の仕方を伝えるなど講義内容を工夫したため、目標値を上回りました。また、教室終了後に実施したアンケート結果では、「満足」と回答した者の率も、目標値を達成しました。									
本市による評価	達成状況	区分			区分選択の理由				
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあがるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った			A 参加者のニーズをアンケートから把握し、講演内容に取り入れる等の工夫をしたことにより、参加者数及び満足度は目標値以上を達成し、呼吸器に不安のある市民の健康維持・増進に寄与したため。				
行政サービスコスト			目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値		4,900 (4,900)	4,900 (4,900)	4,900 (4,900)	4,900 (4,900)	千円
	説明	本市財政支出 (直接事業費)	実績値	3,660 (3,660)	3,826 (3,826)	4,305 (4,305)	4,265 (4,265)	2,811 (2,811)	
行政サービスコスト に対する達成度		1)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上						
法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)									
・令和8(2026)年度の受託事業終了に伴い、段階的な運営体制の縮小を図り人件費を圧縮したことから、直接事業費及び行政サービスコストが大幅に減少しました。									
本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価)	区分			区分選択の理由				
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である			(1) 行政サービスコストの目標値の範囲内で、本市施策推進に関する指標の目標値を上回るとともに、被認定者及び呼吸器に不安のある市民の健康維持・増進に寄与したため。なお、法人においては、委託の終了まで引き続き可能な範囲で経費の節減などを行いながら着実に事業を実施していく必要がある。				
改善 (Action)									
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分			方向性の具体的内容					
	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止			・参加者数確保のため、被認定者への個別通知やチラシ配布等、広報の充実を図ります。 ・円滑な事業移行を進めつつ、令和8(2026)年度の受託事業の終了に向け、事業終了までの間、適切に受入を行ったことを把握するため、次期方針では実施回数をもって指標とします。 ・アンケートでの「満足」の回答率が、目標値を達成できるよう内容の充実を図ります。					

法人名（団体名）	公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	所管課	健康福祉局保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課
----------	---------------------	-----	-----------------------------

本市施策推進に向けた事業取組③(令和7(2025)年度)

事業名	健康被害予防事業
計 画（Plan）	
現状	呼吸器疾患の予防に寄与する事業を行うことにより、広く市民の健康の確保を図ることを目的として、呼吸器健康相談を実施しています。
行動計画	・参加者確保のため、現状の広報手段である市政だより等での啓発を活用していきます。 ・アンケート回答の「満足」との回答率を指標とし、内容の充実を図ります。
具体的な取組内容	・市民を対象に呼吸器に関する保健師の面談のほか、必要に応じて肺機能検査や一酸化窒素の測定、X線撮影などを行う呼吸器健康相談を年間で12回実施します。 ・参加者数を確保するための広報活動(タウン誌等)を行い、潜在的な患者を早期に発見して自己管理等の方法を指導します。 ・事業実施に際しては、可能な範囲でコスト削減に努めつつ感染症対策としてマスク着用のほか、パーテーションの設置や体温測定、手指・器物の消毒を徹底し、参加者の生活環境や症状の事前把握に努め、満足していただけるような事業内容の充実を図ります。

実施結果（Do）

本市施策推進に向けた活動実績	【指標1関連】 令和7(2025)年度の呼吸器健康相談は、参加者数を確保するための広報活動(タウン誌等による広報掲載工夫)を行うなど参加者数の確保に取り組みました。なお、令和7(2025)年度は12回開催しました。 【指標2関連】 参加者に対してアンケートを実施した結果、「満足」と回答した率は100%でした。アンケート結果からは、日頃の病状の対処方法などを懇切丁寧に説明したこと、参加者の呼吸器に関する悩みをじっくりと傾聴したことなどの点がよかったとの回答がありました。
----------------	--

評価 (Check)									
本市施策推進に関する指標			目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	呼吸器健康相談参加者数		目標値	49	54	54	54	54	人
	説明	年間の総参加者数(ただし、イベント等への出張相談による分は除く)	実績値		42	45	32	34	
2	「満足」と回答した者の率		目標値	98	96	96	96	96	%
	説明	健康相談実施後にアンケートを実施	実績値		100	100	100	100	
指標1 に対する達成度			C	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
指標2 に対する達成度			a						
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)									
・市政だよりへの掲載やタウン誌への広告などにより、事業周知をきめ細かく行うことで、参加者数については令和6(2024)年度より増えましたが、目標値を下回りました。一方、アンケートでは参加者全員が満足と回答しており、参加者の呼吸器に関する悩み等を十分に傾聴したことから目標値を達成できました。									
本市による評価	達成状況		区分		区分選択の理由				
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあがるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った		C		目標値を達成することができなかったものの、アンケートで満足と回答した率は100%と、目標値を上回る結果が得られ、呼吸器に不安のある市民の健康維持・増進に寄与したため。				
行政サービスコスト			目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値	3,307 (3,307)	5,400 (5,400)	5,400 (5,400)	5,400 (5,400)	5,400 (5,400)	千円
	説明	本市財政支出(直接事業費)	実績値		3,747 (3,747)	3,444 (3,444)	3,466 (3,466)	1,851 (1,851)	
行政サービスコスト に対する達成度			1)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上					
法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)									
・令和8(2026)年度の受託事業終了に伴い、段階的な運営体制の縮小を図り人件費を圧縮したことから、直接事業費及び行政サービスコストが大幅に減少しました。									
本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価)		区分		区分選択の理由				
	(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である		(2)		指標1については目標値は達成できなかったものの、行政サービスコストの目標値の範囲内で、相談者の悩みに寄り添いながら相談を行ったことで、アンケートでも目標値を上回る良好な結果が得られ、呼吸器に不安のある市民の健康維持・増進に寄与したため。なお、法人においては、委託の終了まで引き続き可能な範囲で経費の節減などを行いながら着実に事業を実施していく必要がある。				
改善 (Action)									
方向性区分			方向性の具体的内容						
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止		II	・参加者確保のため、現状の広報手段である市政だより等での啓発を活用していきます。 ・円滑な事業移行を進めつつ、令和8(2026)年度の受託事業の終了に向け、事業終了までの間、適切に受入を行ったことを把握するため、次期方針では実施回数をもって指標とします。 ・アンケートでの「満足」の回答率が、目標値を達成できるよう内容の充実を図ります。					

法人名（団体名）	公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	所管課	健康福祉局保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課
----------	---------------------	-----	-----------------------------

2. 経営健全化に向けた取組①(令和7(2025)年度)

項目名	効率性の高い業務運営・改善
計 画 (Plan)	
現状	・公益財団法人の本質により、各事業の黒字化を抑制する収支相償が求められるため、経常収支比率や正味財産の額の推移に留意することにより、効率的かつバランスの取れた事業運営を行ってきたところですが、平成30年度末でアレルギー相談血液抗体検査事業が終了となったことや新型コロナウイルス感染症の影響による収益減により、令和元年度・2年度と経常収支比率は、平成30年度までの比率と比べ、遞減傾向にあります。 ・各事業の収支バランスを令和元年度のまま継続した場合の経常収支比率は85～86%程度での推移となり、正味財産の額は、毎年1,100万円前後の減少となる見込みであることから、その改善や抑制が必要です。
行動計画	・経常収支比率や正味財産の額の推移を指標として、組織運営上、各事業を効率的に運営し、収支バランスに留意していきます。 ・具体的には、事業手法の見直しを行いつつ、事業収支の効率性を考慮した事業運営を行うことにより、経常収支比率は87～89%程度、正味財産の額は毎年900～1,000万円弱の遞減に留められるよう改善を図っていくものとします。
具体的な取組内容	・公益財団法人に求められる各事業の収支相償を念頭に置いて、経費按分比率を適正に行いつつ、収支バランスに留意していきます。 ・法人解散に向けて大規模修繕は行わないなど、可能な範囲で経費削減に努めながら法人運営を行います。



実施結果 (Do)	
経営健全化に向けた活動実績	【指標1関連】 ・令和8(2026)年度の受託事業終了方針に伴い、段階的な運営体制の縮小を図り人件費を圧縮しました。また、光熱水費の抑制や契約見直し、リース物件の更新に際し再リース契約とするなど、様々な工夫により経費を節減しました。 【指標2関連】 ・令和8(2026)年度の受託事業終了方針に伴い新たな設備投資は控えた結果、減価償却により正味財産は減少しました。



評価 (Check)									
経営健全化に関する指標			目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	経常収支比率		目標値		88.7	87.9	87.3	88.5	%
	説明	該当年度ごとに経常収支比率(経常収益÷経常費用)を指標とする。	実績値	91.6	91.3	90.4	89.8	88.2	
2	正味財産の額		目標値		137,766	128,310	118,406	109,367	千円
	説明	正味財産の額の推移(指定正味財産＋一般正味財産)を指標とする。	実績値	147,846	135,632	122,884	107,612	92,467	
指標1 に対する達成度			C	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
指標2 に対する達成度			C						
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)									
・様々な工夫により事業費用を抑制したものの、その結果、相対的に減価償却費の事業費用に占める割合が多くなり、経常収支比率は悪化しました。 また、令和(2026)年度の受託事業終了に向けた民間医療機関等への事業移行に伴う収益の減収や施設維持費などの固定経費により経常収支が悪化しました。									
本市による評価	達成状況	区分			区分選択の理由				
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った			D	「経常収支比率」及び「正味財産の額」について、目標値を達成することができなかったため。なお、委託の終了まで、安定した運営に取り組むとともに、限りある基金を考慮しつつ、引き続き可能な範囲で経費の節減などを行いながら、委託事業を着実に実施していく必要がある。			

改善 (Action)			
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅱ	・令和8(2026)年度をもって事業を終了し、法人の解散を決定したことに伴い、事業の終了まで着実に受託事業を実施しつつ、可能な範囲で経費の節減を行うことの成果を測るため、次期方針では法人運営における管理費(減価償却費は除く)をもって指標とします。

3. 業務・組織に関する取組①（令和7（2025）年度）

項目名	効率的・効果的な組織運営
計画（Plan）	
現状	・効率的・効果的な事業の実施ための組織体制の強化には、職員のスキルアップが必要不可欠です。 ・研修に参加して終わりではなく、それを組織内でフィードバックする機会を確保する必要があります。
行動計画	・より効果的な事業実施体制を構築するため、内外の研修に参加し、個々のスキルアップを図ります。 ・また、研修して学んだ知識などは、組織内で繰り返し更新や復習を行います。
具体的な取組内容	・呼吸器の専門医を招聘してセンターが実施する知識普及講演会の内容を職員にフィードバックすることでスキルアップを図ります。

実施結果（Do）

業務・組織に関する活動実績	【指標1関連】 ・令和6（2024）年度の民間の医療オンラインセミナーに代えて、令和7（2025）年度は、センターの既存事業である医師の知識普及講演会を受講し、気管支喘息とのつきあい方として、喘息の治療に関する知識を看護師間で共有して、より効果的な事業実施に向けた実践的な内容を話し合い、各職員のスキルを向上させました。
---------------	---

評価（Check）

業務・組織に関する指標			目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1		研修会参加後のフィードバック件数	目標値		6	6	6	6	件
	説明	研修会参加後に組織内で実施した振り返り研修の件数 ※R4～R7年度の個別設定値:5(目標値の95%)	実績値	—	6	6	6	6	
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載						
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)									
・気管支喘息の症状や誘因等がわかり、喘息治療に関する実践的な対応について話し合いを行い、看護師のスキルアップを図ることができました。今後、センターでの検診や健康相談時に、知識普及講演会で学んだ知識を活かし、被認定者のケアに役立てます。									

本市による評価

達成状況

区分

区分選択の理由

- A. 目標を達成した
B. ほぼ目標を達成した
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった
D. 現状を下回るものが多くあった
E. 現状を大幅に下回った

A

知識普及講演会に参加したことにより、看護師を中心とした個々のスキルアップ、組織内でのフィードバックの機会を設けることで、組織体制の強化を図ることができたため。

改善（Action）

実施結果（Do） や評価（Check） を踏まえた 今後の取組の 方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I	・令和8（2026）年度の事業終了まで、引き続き、受託事業の確実な実施に向け、職員のスキルの維持・向上のため、知識普及講演会の内容を組織内でフィードバックする回数を把握し、取組の成果を測ります。

法人(団体名)	公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	所管課	健康福祉局保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課
---------	---------------------	-----	-----------------------------

●法人情報

(1)財務状況

収支及び財産の状況(単位:千円)		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
正味財産増減計算書	(一般正味財産増減の部)					
	経常収益	59,605	57,123	55,894	56,132	46,844
	経常費用(事業費)	37,580	36,009	35,809	34,455	27,188
	経常費用(管理費)	27,499	26,588	26,032	28,061	25,914
	うち減価償却費	16,126	16,154	15,728	15,272	15,146
	当期経常増減額	△5,474	△5,474	△5,947	△6,385	△6,259
	経常外収益					
	経常外費用	0				
	税引前当期一般正味財産増減額	△5,474	△5,474	△5,947	△6,385	△6,259
	当期一般正味財産増減額	△5,474	△5,474	△5,947	△6,385	△6,259
貸借対照表	(指定正味財産増減の部)					
	当期指定正味財産増減額	△3,193	△6,740	△6,801	△8,887	△8,887
	正味財産期末残高	147,846	135,632	122,884	107,612	92,467
	総資産	154,366	141,102	135,755	114,924	101,064
	流動資産	6,520	5,469	12,301	6,742	8,027
	固定資産	147,846	135,632	123,454	108,182	93,037
	総負債	6,520	5,469	12,871	7,312	8,597
	流動負債	6,520	5,469	12,871	7,312	8,597
	固定負債					
	正味財産	147,846	135,632	122,884	107,612	92,467
貸借対照表	指定正味財産	83,994	77,254	70,453	61,566	52,679
	一般正味財産	63,852	58,379	53,002	46,046	39,787
主たる勘定科目の状況(単位:千円)		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
経常収益	事業収益	14,163	14,840	14,488	10,426	6,846
経常費用	人件費(事業費+管理費)	28,245	28,783	27,191	29,963	23,981
総資産	特定資産(積立金等のみ)	13,041	14,341	15,641	15,641	15,641
総負債	有利子負債(借入金+社債等)					

主たる勘定科目の状況(単位:千円)		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
経常収益	事業収益	14,163	14,840	14,488	10,426	6,846
経常費用	人件費(事業費+管理費)	28,245	28,783	27,191	29,963	23,981
総資産	特定資産(積立金等のみ)	13,041	14,341	15,641	15,641	15,641
総負債	有利子負債(借入金+社債等)					
本市の財政支出等(単位:千円)		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
補助金		25,500	21,239	20,362	22,517	18,668
負担金						
委託料		13,694	14,273	13,666	9,722	6,254
指定管理料						
貸付金(年度末残高)						
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)						
出捐金(年度末状況)		6,660	6,660	6,660	6,660	6,660
(市出捐率)		66.6%	66.6%	66.6%	66.6%	66.6%
財務に関する指標		令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
流動比率(流動資産/流動負債)		100.0%	100.0%	95.6%	92.2%	93.4%
有利子負債比率(有利子負債/正味財産)						
経常収支比率(経常収益/経常費用)		91.6%	91.3%	90.4%	89.8%	88.2%
正味財産比率(正味財産/総資産)		95.8%	96.1%	90.5%	93.6%	91.5%
経常費用に占める市財政支出割合 (〔補助金+負担金+委託料+指定管理料〕/経常費用)		60.2%	56.7%	55.0%	51.6%	46.9%
経常収益に占める市財政支出割合 (〔補助金+負担金+委託料+指定管理料〕/経常収益)		65.8%	62.2%	60.9%	57.4%	53.2%

法人コメント		本市コメント
現状認識	今後の取組の方向性	本市が今後法人に期待することなど
川崎市が示した「川崎・横浜公害保健センターの今後の在り方について」を踏まえ、法人として令和8(2026)年12月をもって事業を終了することを決定しました。 そのため、民間医療機関等へ事業移管するため、段階的にセンター事業を縮小することとし、検査実施回数を令和6(2024)年度64回から令和7(2025)年度は44回としたところです。それにより受託収益も令和6(2024)年度比34%減となりました。しかし、運営体制の縮小による人件費の減及び経費節減により費用を圧縮することで川崎市からの補助金も令和6(2024)年度比17%減とすることができました。	今後、事業終了に向け、さらに事業規模や運営体制の縮小を図り、可能な範囲で経費節減に努めつつ、予定している事業は着実に進めていきます。また、法人の解散に向け、医療機器等の処分やカルテ等の電子化などの解散に係る経費が発生しますが、積立資産を取崩して充当することとします。	本市が示した「川崎・横浜公害保健センターの今後の在り方について」を踏まえ、法人として、令和8(2026)年度をもって事業を終了し、法人の解散を決定しました。これまでセンターに委託してきた事業に関して、事業移行に向けて、本市は、被認定者へ個別の御案内・架電等により、不安の解消などの対応をしており、法人においては、事業の終了までの間、安定した運営に取り組みとともに、民間医療機関等を活用した事業への円滑な移行に寄与することを期待します。また、引き続き可能な範囲で経費の節減などを行いながら、受託事業を着実に実施していく必要があり、本市の医学的検査については、被認定者の状態に応じ、安心・安全に検査を受検できるよう対応していくとともに、呼吸機能訓練・呼吸器健康相談については、参加者の満足につながるよう、着実な事業実施に努めることを期待します。

(2)役員・職員の状況(令和8年7月1日現在)

	常勤(人)			非常勤(人)		
	合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)
役員	1	0	0	5	1	0
職員	0	0	0	0	0	0

●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解・理由

・今後の方向性

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

- ① これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**令和4年3月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（令和4年度～令和7年度）」**（以下「現方針」という。）に基づく、令和7年度の取組について評価を行いましたので、次のとおり御報告いたします。
- ② 本評価結果は、**現方針に基づく最終年度の評価**であり、**4年間の総括の視点での評価も合わせて行うとともに、この間の物価やエネルギー価格の高騰など、社会経済状況の変化が進む中においても各取組を推進し、評価シートのPDCAサイクルを着実に回していくことにより、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」につながっていくものとなります。**

1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

- ① 本市では、平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。
- ② 平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。
- ③ 今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、多様な主体との連携の重要性が増しているほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められるなど、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。
- ④ こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言等を踏まえ、平成30年度に前記指針を「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めるとともに、当該指針において、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定し、毎年度、方針に基づく取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法人名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民文化振興室	（公財）川崎市文化財団
4		市民生活部多文化共生推進課	（公財）川崎市国際交流協会
5		市民スポーツ室	（公財）川崎市スポーツ協会
6		コミュニティ推進部市民活動推進課	（公財）かわさき市民活動センター
7	経済労働局	観光・地域活力推進部	川崎アゼリア（株）
8		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
9		産業政策部企画課	（公財）川崎市産業振興財団
10		経営支援部金融課	川崎市信用保証協会
11	環境局	総務部企画課	川崎未来エナジー（株）
12	健康福祉局	保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課	（公財）川崎・横浜公害保健センター
13		長寿社会部高齢者在宅サービス課	（公財）川崎市シルバー人材センター
14		障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	（公財）川崎市身体障害者協会
15	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会
16	まちづくり局	総務部庶務課	（一財）川崎市まちづくり公社
17		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
18		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
19	建設緑政局	グリーンコミュニティ推進室	（公財）川崎市公園緑地協会
20	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
21		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
22	消防局	予防部予防課	（公財）川崎市消防防災指導公社
23	教育委員会	健康給食推進室	（公財）川崎市学校給食会
24	事務局	生涯学習部生涯学習推進課	（公財）川崎市生涯学習財団

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

●各達成度の基本的な考え方

- a. 実績値 $\geq$ 目標値
- b. 目標値 $>$ 実績値 $\geq$ 現状値（個別設定値）
- c. 現状値（個別設定値） $>$ 実績値 $\geq$ 目標値の60%
- d. 目標値の60% $>$ 実績値

●指標の単位が「%」のものうち、現状値と各年度の目標値の変化量が1%未満のものと、指標の単位が「%」以外のものうち、現状値と各年度の目標値の変化率が1%未満のもの、現状値について適切な実績がないもの等の場合

⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。（原則として、上記変化量や変化率が1%未満の場合には、直近数年間の実績の平均値と、現状値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値とし、現状値について適切な実績がない場合には、R4年度の実績値と、各年度の目標値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。）

●目標値 $\times$ 60%が、現状値以上（良い）の場合

⇒abdから選択。また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

●目標値が現状値未満（悪い）の場合（個別設定値を設定している場合を除く）

⇒acdから選択。また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

●0に抑えることを目標にしている場合

⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。

●下がるのが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値 $\geq$ 実績値
- b. 現状値（個別設定値） $\geq$ 実績値 $>$ 目標値
- c. 目標値の $1/0.6 \geq$ 実績値 $>$ 現状値（個別設定値）
- d. 実績値 $>$ 目標値の $1/0.6$

●範囲内となることが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値の下限値 $\leq$ 実績値 $\leq$ 目標値の上限値
- b. 想定なし
- c. 目標値の下限値の60% $\leq$ 実績値 $<$ 目標値の下限値、又は、目標値の上限値 $<$ 実績値 $\leq$ 目標値の上限値の $1/0.6$
- d. 実績値 $<$ 目標値の下限値の60%、又は、目標値の上限値の $1/0.6 <$ 実績値

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

指標に対する達成度	点数	事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
		指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00

平均点(合計点÷指標の数)→

3.00 2.67 2.00 1.33 0.33

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能
なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともに(－)の場合、セルに斜線(＼)を入力。)

達成状況 \ 行政サービスコスト に対する達成度	1). 実績値が目標値の 100%未満	2). 実績値が目標値の 100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の 110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の 120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

※行政サービスコストに対する達成度について、実績値が目標値未満である方が、コスト面からは良いため、評価の良い順としては、1) から 4) となる。

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。

なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

方向性区分	説明(選択の要件)
I. 現状のまま取組を継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合) ・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 ・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択
II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合) ・指標、事業別の行政サービスコストの目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 (以下のいずれかに該当する場合) ・指標の目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択
III. 状況の変化により取組を中止	取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

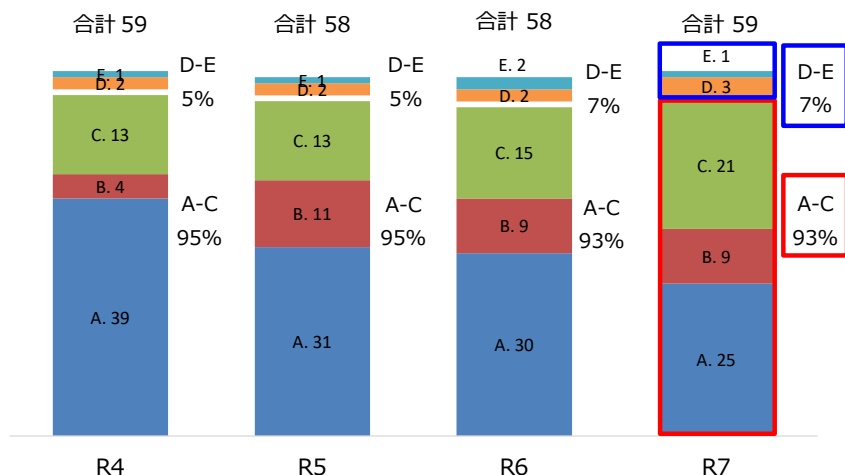
3 令和7年度 取組評価の総括

(1) 「本市施策推進に向けた事業取組」における「本市による達成状況の評価」及び「費用対効果の評価」について

- ① 「本市施策推進に向けた事業取組」(グラフ1) は、24法人で59件の取組(うち40件の取組が費用対効果(グラフ2)の評価あり)があり、「本市による達成状況の評価」が「**A、B又はC**」となったものが**93%**、「費用対効果の評価」が「**(1)又は(2)**」となったものが**93%**と、令和4年度取組評価における目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多い一方、達成状況の評価が「**D又はE**」となったものが**7%**、費用対効果の評価が「**(3)又は(4)**」となったものが**7%**と、**目標未達となった課題のある取組も僅か**に見られます。
- ② 令和7年度は、現方針の計画期間の最終年度であり、期間内で目標値の達成水準を段階的に引き上げる指標が多い中、「**A、B又はC**」については、令和6年度取組評価と同等の割合を維持していることから、本市の行政目的に沿った「**連携・活用**」の取組は順調に進んでいるといえます。また、「**D又はE**」については、法人解散に向けた事業規模の縮小によりやむを得ないものがある一方、令和6年度取組評価から継続して「**D又はE**」となったものもあります。これらの取組については、これまでの行財政改革推進委員会からの意見などを踏まえるとともに、令和8年3月に策定した次期「経営改善及び連携・活用に関する方針(令和8年度～令和11年度)」(以下「次期方針」という。)に基づき、達成度の向上に向けて、的確に対応していく必要があります。

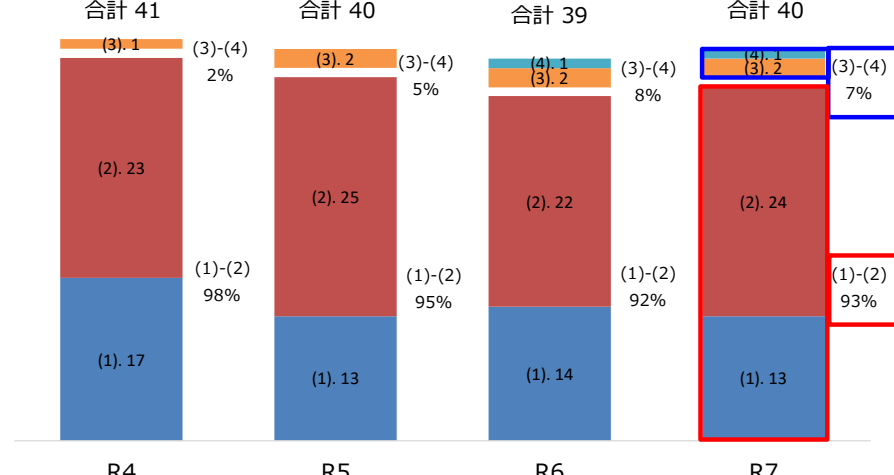
本市施策推進に向けた事業取組／本市による達成状況の評価の推移

グラフ1



本市施策推進に向けた事業取組／費用対効果の評価の推移

グラフ2



<本市による達成状況の評価区分>

A. 目標を達成した

B. ほぼ目標を達成した

C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった

D. 現状を下回るものが多くあった

E. 現状を大幅に下回った

<費用対効果の評価区分>

(1). 十分である

(2). 概ね十分である

(3). やや不十分である

(4). 不十分である

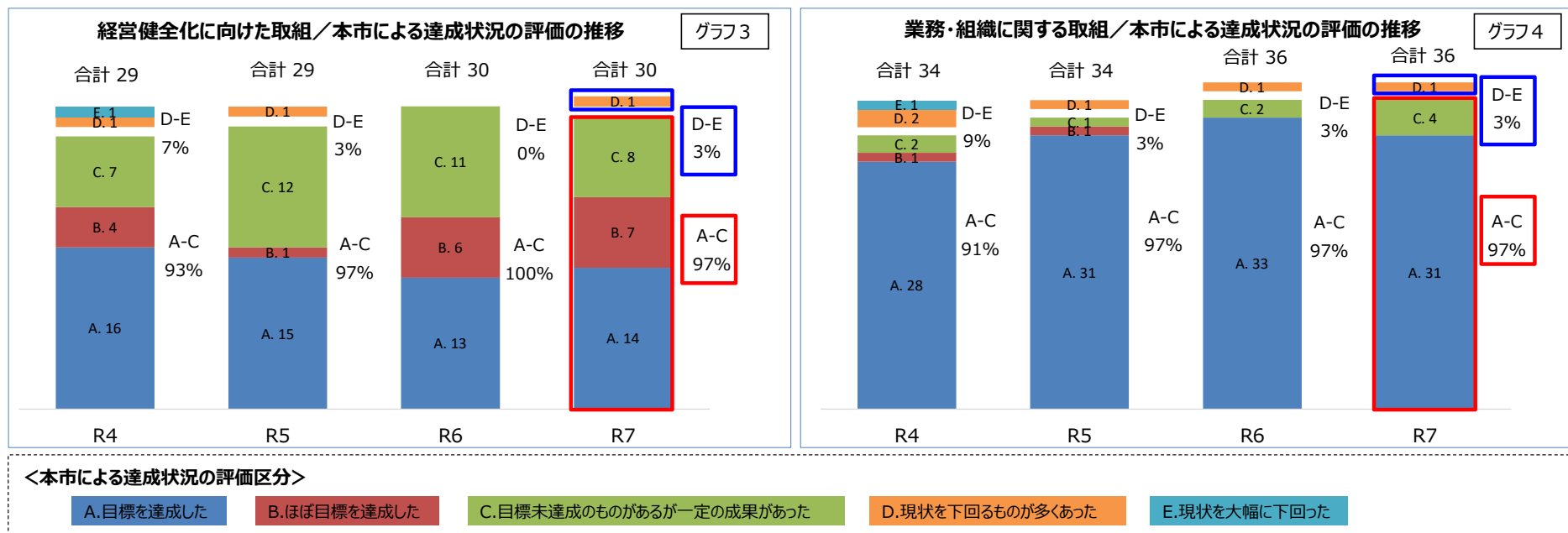
3 令和7年度 取組評価の総括

(2) 「経営健全化に向けた取組」における「本市による達成状況の評価」について

- 「経営健全化に向けた取組」(グラフ3) は、30件の取組があり、「本市による達成状況の評価」が「A、B又はC」となったものが97%と、引き続き高い水準で経営健全化が図られている一方、「D又はE」となったものが3%と、課題のある取組も僅かに見られます。また、個別の指標では目標未達の指標もあることから、昨今の物価高騰の影響などに留意し経費削減に取り組みつつ、法人によっては、さらなる収入確保策の検討も必要な状況にあるといえます。

(3) 「業務・組織に関する取組」における「本市による達成状況の評価」について

- 「業務・組織に関する取組」(グラフ4) は、36件の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが97%、「D又はE」となったものが3%と、概ね適正な状況を持っています。



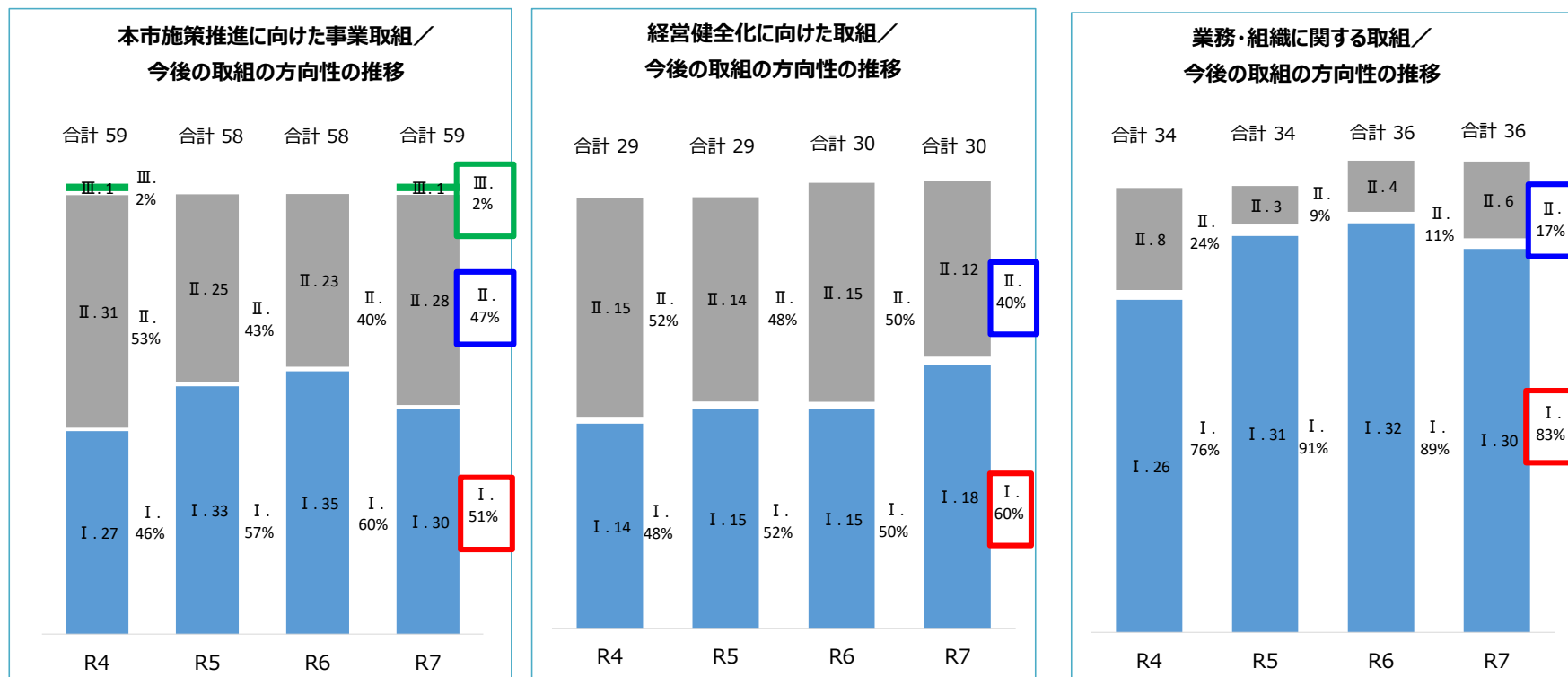
(4) 現方針 (R4～R7) の総括

- ① 現方針の計画期間である4年間を総括すると、前半の2年間は、新型コロナウイルス感染症からの回復が進む中、その状況を踏まえた目標値変更を行いながら着実に取組を進め、後半の2年間は、市制100周年を契機としたイベント等の展開など本市の行政目的に沿った「連携・活用」を深度化し、計画期間全体を通じて、いずれの取組においても一定以上の成果を上げてきたことから、引き続き着実な取組の推進が期待されます。
- ② 一方で、物価やエネルギー価格の高騰、人手不足などの社会経済状況の変化や、さらなる民間企業の参画などが法人の取組状況に影響を及ぼしている面もあることから、財務状況が赤字であることにより、直ちに法人の経営状況を評価・判断するのではなく、その設立目的や存続意義に照らし、法人所管課が責任を持って、経営健全化の取組状況などを分析・検証し、引き続き、法人の存続・廃止、事業（取組）の見直しも含めた確認を行っていく必要があるといえます。

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

4 令和7年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

- ① 下表の各取組において、令和7年度の「今後の取組の方向性」が「Ⅰ」となった**51%、60%、83%**のものについては、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていくことが必要です。**
- ② 「今後の取組の方向性」が「Ⅱ」となった**47%、40%、17%**のものについては、**その要因を分析し、法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに、市としてもより緊密な連携を図っていくことや、社会経済状況等の変化により、法人としての役割の整理等を実施していくことも求められます。**また、「Ⅱ」の中には、**社会経済状況の変化を踏まえ、関連する法人の経営計画に変更があったものがあるため、当該取組については、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて次期方針の目標値変更を行うこととします。**
- ③ なお、「今後の取組の方向性」が「Ⅲ」となったものは、川崎市土地開発公社の「公共用地取得事業」であり、当法人は令和9年度中の解散を決定したことから、令和8年度以降は土地の先行取得を行わないこととしたため、取組を中止するものとしています。



<今後の取組の方向性区分>

Ⅰ. 現状のまま取組を継続

Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続

Ⅲ. 状況の変化により取組を中止

令和 8 年 8 月 10 日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会

会長 出石 稔

令和 7 年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議
結果について

令和 8 年度第 1 回及び第 2 回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等 24 法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 7 年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

別添

令和 7 年度 出資法人「経営改善及び連携・活用
に関する取組評価」の審議結果

令和 8 年 8 月

川崎市行財政改革推進委員会

目 次

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

- (1) 審議対象について
- (2) 取組評価について
- (3) 取組評価の手法について

2 評価全般に関する審議結果について

- (1) 取組全体の評価
- (2) 審議内容

3 個別の評価に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

(1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、令和4年3月に本市主要出資法人等について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」（以下「現方針」という。）の令和7年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、令和7年度は、各法人の「現方針」に基づく4年目（最終年度）の評価となるものであり、評価全般に対し4年間の総括を行い、また、令和8年3月に策定した次期「経営改善及び連携・活用に関する方針（令和8年度～令和11年度）」（以下「次期方針」という。）の取組にも円滑につながっていくよう評価を行うとともに、個別の評価については、方針策定時の現状値を下回り、目標達成が不十分で一層の取組が必要とされるものや、社会経済環境の変化を踏まえた関連する法人の経営計画の変更等により目標値の変更を行うものなどを中心に審議を行った。

(2) 取組評価について

審議対象である各法人の「現方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に、令和4年度から令和7年度までの4か年を取組期間として、実施するものである。

「現方針」においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の3つを取組の柱として、計125の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3) 取組評価の手法について

各法人の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シー

ト」に定める PDCA サイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した 125 の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組期間の初めに設定した、当該事業又は項目に係る現状・行動計画・指標と 4 か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画（Plan）して、当該計画に対する実施結果（Do）を記入し、実績値の評価（Check）を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善（Action）の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2 評価全般に関する審議結果について

(1) 取組全体の評価

ア 「本市施策推進に向けた事業取組」

市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものが 93%、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが 93% となっており、令和 4 年度取組評価における目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多くなった一方、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものが 7%、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが 7% と、目標未達成となった課題のある取組も僅かに見られたところである。

イ 「経営健全化に向けた取組」

市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが 97% と、本市施策推進に向けた事業取組と概ね同様の状況となっており、引き続き高い水準で経営健全化が図られている一方、「D 又は E」となったものが 3% と、課題のある取組も

僅かに見られたところである。

ウ 「業務・組織に関する取組」

市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが 97%、「D 又は E」となったものが 3 %と、概ね適正な状況を保持していると認められる。

上記取組について、現方針の計画期間である 4 年間を総括すると、前半の 2 年間（令和 4・5 年度）については、新型コロナウイルス感染症からの回復が進む中、その状況を踏まえた目標値変更を行いながら着実に取組を進めたものと評価できる。また、後半の 2 年間（令和 6・7 年度）については、市制 100 周年を契機としたイベント等の展開など本市の行政目的に沿った「連携・活用」が深度化されたものと評価でき、計画期間全体を通じて、いずれの取組においても一定以上の成果を上げてきたことから、引き続き着実な取組の推進が期待される。

一方で、物価やエネルギー価格の高騰、人手不足などの社会経済状況の変化や、さらなる民間企業の参画などが法人の取組状況に影響を及ぼしている面もある。このことを踏まえ、財務状況が赤字であることにより、直ちに法人の経営状況の評価・判断するのではなく、法人の設立目的や存続意義に照らし、法人所管課が責任を持って、経営健全化の取組状況などを分析・検証し、引き続き、法人の存続・廃止、事業（取組）の見直しも含めた確認を行っていく必要があると考える。

(2) 審議内容

ア 出資法人の設立目的等について

＜本委員会の意見＞

社会経済状況の変化などが法人に及ぼしている影響を踏まえ、指標及び目標値の妥当性や、その変更の必要性を確認する

だけでなく、法人の設立目的やミッションが着実に果たされているものなのかどうかを確認し、現状や今後の見通しを的確に把握した上で取組を進めていく必要がある。

<市の見解>

法人の設立目的やミッションについては、令和8年度を始期とする「次期方針」において、改めて検討・整理して示したところであり、本市としても法人の存続意義に関わる重要な要素であると認識しているため、社会経済状況の変化などを踏まえつつ、法人の事業や取組が、設立目的やミッションを果たすためのものになっているかどうかという視点をはじめ、その事業や取組に対する行政関与の必要性、さらには事業実施のための財政的・人的な経営基盤が整っているかなどの視点から、引き続き確認・検証を行っていく必要があると考えている。

イ 適正な人件費の確保について

<本委員会の意見>

公共サービスの担い手である出資法人において、そのサービスを安定的に供給するために必要な人材が適切に確保されるよう、必要な処遇改善や給与水準の見直しなどの取組は進めていくべきである。また、取組の推進にあたっては、法人の自助努力を前提としつつ、人事政策として、適正な人件費の確保に必要な費用は市がきちんと負担する仕組みを構築することが重要と考える。

<市の見解>

出資法人は、独立した事業主体として高い専門性を持ちながら、多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟かつ効率的に対応することで、行政機能を補完・代替・支援するという役割が期待されているところであり、また、「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」においては、出資法人の事業目的を達成するために市が行う財政的関与については、出資法人

の自立的な経営努力を促す面からも必要最小限のものとするよう、継続的に適正化に取り組む必要があるとしている。

一方で、昨今の人件費高騰下において、本市職員の年間給与については、本市人事委員会による「職員の給与に関する報告及び勧告」を受け、直近（令和7年度）まで4年連続の増額改定が続いている状況にあり、また、行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争が今後も見込まれる中、出資法人に期待される役割が十分に果たされるよう、必要な経営基盤の確保という視点により、出資法人の適正な給与水準等の実現に向けて、各法人の経営状況等を確認した上で、適切な財政的関与の必要性について、検討していく必要があると考えている。

3 個別の評価に関する審議結果について

(1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項番	項目	意見	市の見解
1	川崎市土地開発公社の公共用地取得事業について	・今後も用地先行取得の需要がある中で、取得実務はこれから市職員が担うことになると思われるが、法人の設立経緯を踏まえると、法人解散により先行取得事業を法人が担わないことによる市の事業への支障はないのか。 ・法人解散に伴い、地価の高騰が見られる中、市内の先行取得の需要に伴う対応は市の財政状況から見て可能なのか。	・近年の先行取得実績や今後の先行取得需要調査等から、土地開発公社解散後に活用する、土地開発基金及び公共用地先行取得等事業特別会計の各制度で対応可能であることを確認しております。また、先行取得制度の運用にあたっては、地価高騰などの社会経済状況のほか、本市の財政状況、活用案件の個別具体的な状況等を踏まえて、市の事業進捗に併せて着実に対応してまいります。

項番	項目	意見	市の見解
2	川崎市文化財団の財団本部事業について	・横浜市の能楽堂の休館中も稼働率はほぼ横ばいであるが、令和8年度の再稼働に伴い、川崎市能楽堂の稼働率の低下が懸念されるが、こうした法人が関係する各文化施設の稼働率を分析し、今後どう対応するのか。 ・関係する施設の中には稼働率が下がっている施設もあるが、施設の特性に応じて様々な取組を展開する中、たとえば、代替としての民間施設があるなど、原因によりこれからの対応が異なると思うが、その原因をどう分析しているのか。	・当財団の所管施設は、近年の社会経済環境の変化の煽りを受け、これまで定期的に利用していた団体の利用料金の安い施設への移行、高齢化による団体の消滅、社員研修や会議等で貸室を利用していた法人のリモートワークや電子会議等 IT 化の促進によるスペース等の内製化が稼働率の低減に大きく影響しているものと考えます。 ・空き状況の確認や予約・申込手続等が電子化されておらず、また利用日の6月前からしか予約できないため、準備期間を要する発表会や公演等に利用しづらい等の声が利用者から寄せられており、課題と考えております。 ・今後、空き状況の確認をWEB上でできるようにすることで利用者の利便性を向上させ、稼働率向上に繋げるとともに、能楽堂については、能楽に限らず多様な利用が可能な148席のコンパクトな施設であることを積極的に広報し、新規利用者の獲得を目指します。 ・なお、新百合トウェンティワンホールについては、近隣に同施設のほぼ半額で利用できる麻生市民館があるため、大変厳しい状況ではございますが、新規利用者の獲得に向け、施設の強みをアピールした広報を展開するなど、引き続き稼働率向上に努めます。

項番	項目	意見	市の見解
3	川崎市文化財団の文化芸術に係る中間支援について	・中間支援の取組として「ネットワークの構築」を掲げているが、成果を測ることが難しい取組と考える。参加者数や稼働率、相談件数等のほか、その成果を効果的に図ることができる指標や、その指標につながる取組はどのようなものがあるのか（今後取り組んでいく予定なのか）。	・これまで「ネットワークの構築」については、交流・提携イベントの参加者の繋がりだけでなく、その事業の運営委員会や事例発表会等を通し、その事業に関わる個人・団体・事業者・行政職員等各セクター間の繋がり場の設け、新たな事業の創出やコラボレーションが生まれやすい機運の醸成も重要と考え取り組んでまいりました。これまでの取組の進捗状況も踏まえ、次年度から新たな成果指標として「交流・つながりの場の創出件数」を設定するなど、引き続き「アート・フォー・オール」の実現を目指して取り組んでまいります。
4	川崎市国際交流協会の多文化共生推進事業について	・「外国人市民の増加」と記載があり、国際化が一層進む中で、市と連携・役割分担しながら取組を進める上で、法人として新たな取組や見直した内容等について具体的に確認したい。 ・国際交流と生活困窮は異なる性質の業務だが、どのように相談業務の中で切り分けされているのか。	・外国人市民が円滑に日本で生活できるよう、生活ルール、マナー等を理解してもらうため、外国人がたくさん来ている場所へのアウトリーチにより生活オリエンテーションの実施機会を増やします。 ・「生活にほんごサロン」を拡充しています。 ・「小学校入学説明会」を教育委員会と協働し、「外国につながる子どもと保護者のためのプレスクール」として拡大実施しています。（R7年度～） ・工業団体連合会や商工会議所など、外国人を雇用している又は雇用を検討している職場等へのアプローチ、外国につながる子どもへ

項番	項目	意見	市の見解
			の関わりを持っている教職員に各種情報を届ける流れを確保するなど、届けたい人に必要な情報を届ける取組を進めています。 ・生活困窮に限らず、外国人であっても日本で暮らす中で相談内容が複雑化・多様化し、多言語対応している相談員がさまざまなニーズ、通訳翻訳、困りごと等への対応を行ったり、各行政機関、関係団体等の窓口へつなげる役割を果たしています。
5	川崎市国際交流協会の多文化共生推進事業について	・外国人市民が増えている中において、本当は相談したくてもできないなど、潜在化・埋没化してしまい把握できていないようなニーズはないか。また、相談体制について、特定技能資格の外国人が増加する等、状況の変化に対応したものとなっているか併せて確認したい。	・相談したくてもたどりつけない潜在のニーズが全くないとは言えないですが、国際交流センターの外国人相談にたどりつかなくても困らない別の途がたくさんあるようにしておくことが重要と考えています。そのために、外国人との接点がある部署や外国人が必要とする手続など様々な場面において現場の外国人対応がスムーズに行われるよう、国際交流センターの相談機能やその他支援の取組の周知、各所管で外国人の対応をする際の注意点、避難所で使う多言語指差しボード、多言語の生活情報などの役立つツールの紹介・啓発や情報提供などに注力しています。 ・就労で日本に入国することにより特定技能外国人が増加している中、雇用している外国人への生活支援義務がある就労先や登録支援機関等さまざまな団体等が職場・生活上の相談に対応しています。

項番	項目	意見	市の見解
			このような状況の中、外国人従業員の生活上の困りごとの相談先として国際交流センターの相談機能等を周知し、外国人向けの講座やイベントなどを従業員に紹介してもらうなどの取組を機会を捉えて行っています。併せて企業側の実態や認識も把握しながら進めています。また、教育、住居、入管手続などの複雑化・多様化する相談内容が増加しているため、各行政機関、関係団体等の窓口とより一層の連携に努めています。
6	川崎市スポーツ協会の施設管理運営事業について	・目標を多少下回っているが、協会はしっかり取り組まれているものと思料する。 ・近年スポーツが多様化しており（例えば「モルック」など）、健康面、競技面も高まってきている。こうした新たなスポーツ分野への協会の取組状況や展望はどうか。	・法人の強みとしているパラスポーツの普及について、現在ボッチャは、職員が有資格内部指導者として実施しており、車いすバスケットについては、市の貸出によりパラスポーツの普及を行うことができていると考えております。 ・スポーツの多様化が進んでいる中、今後、新たなパラスポーツやモルックなどのニュースポーツの普及に取り組んでいく必要はあると考えますが、スポーツ器具の導入や指導者の研修・確保等が必要となり、法人の主体的な取組は財政的にも難しいことから、市や他団体と連携して情報発信するなど、多様なスポーツの普及について検討を行いたいと考えております。

項番	項目	意見	市の見解
7	川崎市スポーツ協会の施設管理運営事業について	・スポーツに関心のある市民が多く、事業参加者数が大きく増加する一方で、指定管理施設の受託数が減少し、今後事業参加者数などについて大きく減少が見込まれると、法人として各取組について抜本的な見直しや多角化など様々な可能性を検討する段階に来ているのではないか。法人運営における方針の練り直しの必要性についてどのように考えているか。	・スポーツ事業への参加者増に取り組む一方で、参加者の増加が、各事業の特性もあり必ずしも収益の増加と比例していないのが現状となっております。法人の取組方針として、市民のスポーツの普及・振興を図りながら、法人運営に必要な収益の確保が重要だと認識しております。令和7年度で宮前SCの受託が終了し、今後も指定管理施設の受託が難しくなっている現状を理解しつつ、それにかわる中間支援機能を有する法人の強みを活かした事業への参画や料金改定等を踏まえた既事業の見直しが急務と考えております。 ・そのため、令和8年度においては、改正スポーツ基本法にかかる講習会の新規実施や法人の主たる事業であるマラソン大会の参加料の値上げ、市委託事業の再受託、経費縮減としてスキー・スノーボード教室など一部事業の廃止・縮小等を行い収支面の改善を行いながら、市とともに加盟団体、総合型地域スポーツクラブ等への研修会による指導者人材バンクの充実を図り、中学校部活動の地域展開などにも対応できるよう法人内の体制を整備し、スポーツの中間支援組織としての役割を果たす取組を行っていきます。

項番	項目	意見	市の見解
8	川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について	・北部市場水産物部の取扱量の減少についての分析を確認したい。分析の結果によっては、活用方法の抜本的な見直しが必要となりうるが、その場合の方針についても確認したい。	・北部市場水産物部の取扱量につきましては、近年減少傾向（※総務省家計調査年報によると、魚介類の家計支出額は2016年⇒2030年で25.4%減と推計）が続いており厳しい状況にあります。これは人口減少や生鮮食料品（特に魚介類）消費量の伸び悩み等に起因するもので、全国的に同様の傾向です。 ・このような状況ではありますが、まずは法人による SNS 等の媒体を活用し情報発信等を通じた営業活動の強化や場内外事業者の利用料金の見直しの検討等を行っていくとともに、令和7年度末に策定した川崎市卸売市場新経営プランに基づき場内事業者だけでなく開設者（市）も一体となって、新たな産地や販路の開拓等取扱量の増加に向けた取組を進めてまいります。
9	川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について	・他都市の市場でも取扱量の低迷は共通の課題となっている中、同法人の取組の成果を確認する指標として、従来型の取扱量などの KPI で取組成果を測ることは難しい状況になっているのではないかと。	・他市場も含めて卸売市場の取扱量は厳しい状況であり、御指摘のとおり他指標を設定することも考えられるところですが、本市卸売市場におきましては、令和7年度に策定した卸売市場新経営プランにおいて、ハード（主に機能更新）・ソフト（集荷力向上や販路開拓等に向けた開設者、卸売業者及び仲卸業者による協議の場の設置、市内飲食店等とのマッチング機会の創出など）両面での対応により取扱量を増加させる取組を進めることを予定しているため、現時点

項番	項目	意見	市の見解
			では一般保管取扱量などの指標により取組成果を測ることとしております。
10	川崎市産業振興財団の研究開発推進事業について	・特許出願数について、令和6年度実績から減少し目標未達となっているが、この要因は何であると分析しているか確認したい。むしろ研究開発の環境整備がより重要であるため、入居者に対する施設・設備の満足度を測るアンケートなどをKPIに設定することも今後検討すべきではないか。 ・法人が担うべき役割に照らした際、特許出願数をもって、法人の役割を確認するといえるのか考え方を確認したい。	・ご指摘のとおり、法人の役割は単に特許出願数を増加させることではなく、研究成果の社会実装や産業化を推進することにあります。このため、特許出願数は一つの参考指標ではあるものの、質や実用化への貢献度を含めて評価することが重要と認識しております。こうした考え方を踏まえ、令和8年度からは「特許出願数」から「特許の基礎出願数」へ指標を見直し、研究成果の創出段階を適切に把握するとともに、実用化に向けたプロセス全体をよりの確に評価できるよう改善を図っております。 ・また、研究開発環境の整備や入居者支援については重要な要素と認識しており、iCONMでは入居企業が参加する定例会議（月1回）において、安全衛生や施設運用に関する情報共有に加え、入居者からの要望や課題を把握しております。いただいたご意見については随時対応を行っており、施設・設備の改善や運用の見直し等につなげております。今後は、こうした定性的な把握に加え、満足度の可視化などについても必要に応じて検討していきたいと考えております。

項番	項目	意見	市の見解
11	川崎未来エナジーの 地域エネルギー事業 について	・国際的なエネルギー問題がある中で、電力市場における価格高騰リスクについて法人の事業運営（スキーム）の方向性としてはどのように考えているのか。 ・太陽光発電設置を認めない自治体もあるなど、厳しい社会状況（環境）下での法人の事業運営が求められると考えている。風力発電など太陽光発電以外の再エネ電力の確保の必要性はないのか。 ・ごみ量が減少傾向にある中で、必然的に廃棄物発電量も減少することとなるが、事業モデルとして背反するものを抱える中、将来的にどう展開していくのか。将来を見据えた取組がより大事になるため、今後の事業スキーム等を確認したい。	・川崎未来エナジーは多くの電源を処理センターの廃棄物発電で賄っていることから、電力市場における価格高騰の影響を受けにくいほか、市場からの調達量を適切に管理しているため、安定した事業運営が可能と認識しております。また経営基盤の強化にも取り組んでおり、安定した事業基盤の確立に努めているところです。 ・太陽光発電等の再エネの導入拡大にあたっては地域との共生を確保することがより一層求められており、国においては、屋根設置等の地域共生が図られた太陽光の導入支援等が進められているところです。こうしたことを踏まえ、川崎未来エナジーでは、引き続き太陽光発電をはじめ多様な再生可能エネルギー電源の調達の在り方を検討するものと認識しております。 ・廃棄物発電量の減少や、事業拡大に伴う相対電源及び市場からの調達量増が想定されることから、多様な再エネ電力の調達など、安定した事業運営に向けて検討していくものと認識しております。

項番	項目	意見	市の見解
12	川崎未来エナジーの 地域エネルギー事業 について	・指標1の未達が2年続いた中、今後は目標達成の見込が立つのか。見通しを確認したい。 ・再エネ普及を進めていくにあたり、市民の行動変容も重要であるため、普及啓発も進める必要があると考えるが、市と法人とがどこまで連携して取り組んでいくのか考え方を確認したい。	・指標1の「市域への再エネ電力供給量」は、ごみ焼却量の減少に伴い、市から調達する廃棄物発電量が想定を下回り、事業パートナーへの余剰売電量が少なくなったことなどから目標未達となりました。 当該指標は「販売電力量」と「余剰電力取次量」の合計であるため、市の廃棄物発電量に左右されますが、次期方針では、指標を市の廃棄物発電量の影響を受けにくい「市域への再エネ電力販売量」に見直し、主体的な取組実績を評価することとしています。今後は、公共施設に加え、民間施設への再エネ電力販売を一層強化することにより、目標達成を目指してまいります。 ・再エネ普及に向けた市民の行動変容の促進については、市としても重要だと考えており、川崎未来エナジー（株）においても様々な取組を進めています。これまでも、市と川崎未来エナジー（株）で連携して再エネ電力供給を契機とした環境配慮行動を促すキャンペーン等を実施してきたところですので、今後も、相乗効果が見込めるものにつきましては、連携しながら取組を推進してまいります。

項番	項目	意見	市の見解
13	川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進事業について	・参加者数の伸び悩みについて、昨年度の本委員会での意見への対応として、若い年代など新たな層の獲得や、他の機関や共催団体と連携した新しいアプローチ方法の模索に取り組むと回答していたが、その進捗や今後の見通しについて確認したい。 ・就労継続支援B型事業所などとはどのように連携し対応しているのか。参加できることがあると思うが、考え方を確認したい。	・新たな層の獲得については、川崎市内の障害福祉サービス事業所などの広い範囲へ教室の周知・参加者募集に取り組んでおります。 共催団体等と連携した新しいアプローチ方法については、共催団体等と意見交換を行い、その結果、参加者にはリピーターが多いことを把握したため、リピーターの方が飽きることなく参加できるよう教室の内容を高度化することに取り組んでおります。また、参加しやすい形態での実施として、ZOOMなどオンラインでの実施にも取り組んでおります。今後も共催団体等と連携し、効果的な実施方法を継続して検討していきたいと考えております。 ・就労継続支援B型事業所との連携については、川崎市内の就労継続支援B型事業所に対して、教室等の実施について、メール配信やチラシ及びポスターを配布しており、実際に令和7年度も就労継続支援B型事業所を利用している方も参加されております。

項番	項目	意見	市の見解
14	川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進事業について	・新たなニーズの掘り起こしに取り組んでいるとのことだが、イベント参加者数が増加する一方で生活訓練等事業への参加者数が減少するなど、現在の取組内容がニーズに合致しているのか疑問に感じる。若年層の数は流動的になりがちであるが、年齢層の分布などを分析した上で取組を検討しているのか確認したい。	・共催団体等との意見交換を行い、現状の参加者は高齢のリピーターの方が多いということを把握しております。この方々に継続して参加していただけるよう教室内容を新たに企画するなどの満足度向上に取り組んでおり、教室の内容が魅力あるものとなることで新たなニーズの掘り起こしにも繋がると考えております。 ・また、同時に若年層を含めた新たな参加者の獲得のため、より広い範囲へ参加者募集の周知を行い、若年層向けの教室の実施に取り組んでおります。今後は、若年層向けの新たな教室の企画等も検討してまいります。
15	川崎市母子寡婦福祉協議会の母子家庭等地域活動推進事業について	・年々会員者数が減少傾向の中、たとえば、200 人を切った場合など大きく事業を取り巻く状況が変わった場合は、会費制度に固執することなく、事業のあり方も含めて市と法人で方向性や具体的な内容を検討すべきではないか確認したい。	・同協議会の会員数については、こどもの成長や会員の再婚、寡婦の高齢化等による退会が一定数あるものの、親子で参加できるイベントの企画等により若い世代の入会に繋がり近年は横ばいでしたが、令和7年度は更新方法の見直しを行ったことから減少となっています。 ・今後については、よりニーズに沿ったイベントの実施とともに、ホームページや LINE 等において活動を魅力的に伝える取組等により、ひとり親家庭へ効果的に情報を届け、引き続き新規会員の獲得に取り組んでまいります。

項番	項目	意見	市の見解
			・会員数が減少する状況においても、市が事業実施に至っていないひとり親家庭の交流や地域活動の場としての本事業の役割は重要と考えておりますが、事業を取り巻く状況が大きく変わった場合の事業のあり方や方向性、具体的な内容については今後検討してまいります。
16	川崎市母子寡婦福祉協議会の母子家庭等地域活動推進事業について	・近年は市民の行動様式の変容やインフレ等により、社会経済状況が変化してきている中、家族の生活様式も変わり、それにもなってニーズも変化しているように思われる。ニーズの把握とそれへの対応について確認したい。	・若い世代の組織離れ等の傾向がある中、会員のニーズの把握については、アンケート実施や各地区会等の役員が地区ごとの役員会やイベント時の会員とのコミュニケーションを通じて意見を吸い上げる役割を担っており、毎月の三役会等においてニーズを踏まえた活動やイベントの企画等へ反映することにより対応しております。 ・近年行った対応としては、イベント内容としてテーマパークを取り入れたことや、母子部の情報発信・連絡ツールとして LINE アカウントの運営を令和 7 年度から開始したこと、また会員の負担軽減のため事業の運営に係る委員会等の統合や会議等の回数の精査による効率化を図ったこと等が挙げられます。

項番	項目	意見	市の見解
17	川崎市公園緑地協会の緑化推進・普及啓発事業について	・ 経常収支比率が 100%に達しない厳しい経営状況が続く中、目標値に達していない事業（取組）もあるが、その内容については市民ニーズを踏まえた時宜を得たものになっているのか。 ・ 法人として、成果が発現していない事業（取組）に対して、限られた資源をどこまで投入するのか、市も一緒になって考えるべきと思うが、考え方や方向性を確認したい。	・ ホームページアクセス回数（指標 1）については、令和 7 年度は、多くの市民の関心が高いばら苑の一時公開中止の影響があったほか、事業見直しに伴い一時的に情報発信機会が減少したことから、閲覧数が低下している状況ですが、令和 8 年度からは、市民リポーターが取材・発信を行い、交流イベントも一体的に実施する「はなまちガーデンリポート事業」など多様な市民の関わりを促進しながら、発信コンテンツの充実と閲覧機会の拡大に取り組んでまいります。また、各種助成制度など、成果が継続的に目標値に達していない事業については、制度の使い勝手やニーズとの不一致などが考えられるため、市としても現状の問い合わせ状況や緑化推進における他都市状況等の把握に努め、見直しを図っていく必要があると考えています。 ・ 法人の事業において、形骸化していると考えられるものや、成果に対して過度の負担となっている事業がないか法人にヒアリングを行い、取組の廃止や負担が少ない形への見直し等を行い、市としても効率化に取り組んでいるところです。

項番	項目	意見	市の見解
18	川崎市公園緑地協会の緑化推進・普及啓発事業について	・令和9年度は近隣自治体の横浜市において、親和性が高い国際園芸博覧会が開催されるが、法人や事業として連携を検討できる余地があるのか、状況を確認したい。	・国際園芸博覧会は、国際的な位置付けでは昨年大阪で開催された万博と同等クラス（BIE（博覧会国際事務局）登録・認定）緑の祭典としては国際規模でも最上位の催しです。川崎市でも、本市のみどりの将来像に向けた取組を国内外に発信するべく「花・緑出展（全国の自治体・企業等が庭園等を作成展示します）」に参加することとし、グリーンコミュニティ推進室内に組織を編成し、最先端技術を有する専門家チームと出展庭園の計画づくりを進めているところです。 ・公園緑地の利用促進や中間支援組織としての機能を持つ公園緑地協会においては、この隣接市で開催される園芸博覧会から発出されるボランティア募集や催し等の情報を、緑に関心を持つ市民に届ける役割を担ってきており、今後に向けても市内での広報イベントでの連携など様々な機会をとらえて連携を図って行きたいと考えております。

項番	項目	意見	市の見解
19	川崎市消防防災指導公社の防火防災及び救急に関する普及啓発事業について	・指標1「救急隊が到着するまでに市民が心肺蘇生を実施した割合」の未達要因の特定は困難とのことだが、市民救命士が増えれば指標1の割合も増加する可能性が高いと考える。取組と実績値の関係性が薄いとしても、運用に見直す余地はないのか考え方を確認したい。 ・指標1は次期方針では設定していないとのことだが、現方針で設定した意図はあるはずなので、当時の考え方も含め、指標の適否の振り返りや未達要因の深掘り、今後の取組の具体的な明示が必要ではないか。	・市民による心肺蘇生実施割合の増加は、救命率の向上等の観点から重要な課題と認識しております。一方で、心肺蘇生の実施主体は市民救命士に限定されるものではなく、また、心肺停止傷病者が発生した場所や周囲の環境などの外的要因や、身体的接触への心理的負担など、複合的な要因も実施に影響しているものと考えられます。このように、市民救命士等の養成は当該割合の増加に一定寄与できるものの、その取組成果が必ずしも当該割合の増加と連動するものではないことから、次期方針においては、公社事業の成果を直接的に測ることができる指標設定に見直しを行いました。 ・本法人としましては、市民救命士等の養成を通じて、市民による心肺蘇生実施割合の増加に寄与していくことが重要な役割であると認識しております。そのための取組の一つとして、消防局と指導公社が連携し応急手当の普及啓発を展開しており、具体的には、あらゆる機会を通じて市民救命士養成講習の広報活動を行っているほか、関係局と連携し、応急手当普及員資格を有する市立看護大学の学生が、市内の児童・生徒へ救命教育を行い、新たな市民救命士証を指導公社が発行する取組を今年度より開始し、次世代の市民救命士の裾野の拡大を図っています。

項番	項目	意見	市の見解
			・引き続き、関係局との連携による救命教育の拡充や普及啓発の多角的な推進により、市民による心肺蘇生実施の機運を実質的に高めていくことを通じて、結果として心肺蘇生実施割合の向上に資する取組を進めてまいります。
20	川崎市消防防災指導公社の防火防災及び救急に関する普及啓発事業について	・費用対効果の評価が「(4)不十分である」となっており、本市財政支出が増加した主な要因は、定年延長に伴う職員給与額の改定等による事業費（委託料）増とのことだが、公的サービスを維持していく上で職員給与の適切な増額は重要とも言える。また、公的サービスの実施にあたり、実施主体の選択肢として直轄や民間もある中で出資法人を選択しているのであれば、法人の事業の棚卸しや財務分析を行った上で、市の人事政策とも連携した人員と給与水準の適正な管理が重要である。そのための必要な市からの財政支出は行うべきと考える。考え方や方向性を確認したい。	・本法人の事業は、市民の安全確保に直結する重要な役割を担っており、市民の防災意識も高まりを見せる中で安定的なサービス提供を行うためには、適切な人員体制の確保が不可欠であり、そのためには給与水準の適正化が課題の一つであると認識しています。また、近年の本市財政支出（委託料）の増加についても、昨今の人件費の動向を踏まえた対応であり、一定の合理性があるものと考えます。 ・一方で、経営面に課題があることも認識していますので、出資法人としての効率的かつ持続可能な運営の観点から、事業の必要性や実施手法の見直し、財務状況の分析を行った上で、市の人事・財政部門などとも連携して検討を行い、適正な人員配置及び給与水準の管理に努めていく必要があるものと考えます。 ・上記の取組について、経営健全化の視点を踏まえつつ、当該事業の公益性や必要性を踏まえながら、必要な財政支出の在り方について総合的に検討してまいりたいと考えています。

項番	項目	意見	市の見解
21	川崎市学校給食会の安全で安心な給食物資の安定的・継続的な供給について	・学校給食費の公会計化により、給食費の支払いに関する事務は削減、効率化されたのか、現状や進捗を確認したい。	・令和3年度からの給食費徴収業務は市の業務となったため、その部分の業務量は減少していますが、令和2年度以前の給食費は引き続き、公財）川崎市学校給食会が学校と連携を図り、徴収業務を担っています。 ・一方、公会計化に伴い、一部業務が増えた部分もあり、例えば、特別支援学校の給食を統一献立に改めたことにより、食材調達業務に関して、特別支援学校の4校分（田島支援・田島支援桜校・中央支援学校・聾学校）が増加しました。 ・なお、公会計時に業務の増減について検証したところ、1人工分の業務は減少していなかったため、公会計前と同数の職員数としてきましたが、令和6年度に定年退職した職員を補充せず、令和7年度は1名減員したところでございます。

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項番	項目	意見	市の見解
1	川崎市スポーツ協会の収益性の確保について	・物価高騰による収益の減は理解できる。 ただ、収益性の確保のため事業への参加料を値上げすることは、受益者負担といえども、競技（する）スポーツの振興の観点から、極力最後の手段としたほうが妥当と考えるがいかがか。	・多くの方に参加いただいているスポーツイベントの一つである多摩川マラソンは、スポーツ振興の観点から、他都市が値上げしている中、今まで参加料の据え置きを行ってきましたが、物価・人件費高騰分や他都市同事業の参加料の値上げ等を踏まえ、令和8年度に参加料の値上げを実施することとなっております。 ・また、値上げ幅についても物価高騰分等を想定しているため、500円に抑え、必ずしも法人の収益性確保の為だけではなく、スポーツの推進を大前提とした上での受益者負担であると考えております。 その他教室（スキー・スノーボード教室、スケート教室等）の値上げについても同様と考えております。

項番	項目	意見	市の見解
2	川崎市スポーツ協会の収益性の確保について	・スポーツに関心のある市民が多く、事業参加者数が大きく増加する一方で、指定管理施設の受託数が減少し、今後事業参加者数などについて大きく減少が見込まれると、法人として各取組について抜本的な見直しや多角化など様々な可能性を検討する段階に来ているのではないか。法人運営における方針の練り直しの必要性についてどのように考えているか。	・本市施策推進に向けた事業取組「施設管理運営事業」における市の見解と同様でございます。（P13 項番7参照）
3	川崎市まちづくり公社の有利子負債比率の計画的な削減と主要な売上高の維持について	・すでに一部施設ではテナント更新にあたり賃料の値上げを行うなど、物価やエネルギー価格の高騰が著しい社会状況を踏まえて売上高の確保に取り組まれているところだが、値上げに伴う空室リスクのバランスも重要な視点と考える。今後の目標達成の見込や多角的な事業展開の検討可能性など、売上高確保に向けた方向性を確認したい。	・有利子負債比率の削減と売上高維持に向け、賃料の適正化による財源の確保を進めております。また、賃料につきましては、地域の不動産市況やテナントの動向を分析し、周辺賃料等とのバランスを取りながら空室リスクの最小化に努めており、売上高維持に向けた目標達成は可能であるものと考えております。 ・今後も引き続き現在の賃料収入を確保するため、施設の改修や設備機器の更新など計画修繕等を適切に実施し、テナントにとって魅力ある施設を維持し、安定的かつ持続可能な経営基盤の構築に努めてまいります。

項番	項目	意見	市の見解
4	川崎市公園緑地協会の運営の自立性の向上について	・ 経常収支比率が 100%に達しない厳しい経営状況が続く中、目標値に達していない事業（取組）もあるが、その内容については市民ニーズを踏まえた時宜を得たものになっているのか。 ・ 法人として、成果が発現していない事業（取組）に対して、限られた資源をどこまで投入するのか、市も一緒になって考えるべきと思うが、考え方や方向性を確認したい。	・ 本市施策推進に向けた事業取組「緑化推進・普及啓発事業」における市の見解と同様でございます。（P21 項番 17 参照）
5	川崎市公園緑地協会の運営の自立性の向上について	・ 等々力緑地再編整備事業の PFI 導入に伴い大きな収入源がなくなり、それが低調な経常収支比率につながっているのであれば、経営改善を法人に一任するのではなく、法人のノウハウや知見が活かされるような収益事業を考えるなど、市と法人で連携して取り組んでいく必要があるのではないか。	・ 現在、市担当部局としても公園緑地協会の健全な経営に向けて効果的な措置を図る必要があると考えており、公園緑地協会の公園売店や駐車場運営におけるノウハウを生かして収入につながるよう、公園緑地内の自動販売機設置拡大や、収益性の低い駐車場運営の見直し調整、新たな駐車場活用の方策検討において必要な情報を提供して協議しているほか、公園緑地でのイベント開催による収益確保の検討に連携して取り組み、公園緑地を所管する区との調整などを実施しております。

項番	項目	意見	市の見解
6	かわさきファズの財務状況の改善について	・「改善（Action）」の「方向性の具体的内容」に記された経営健全化に向けた取組は、地道に実施していく必要がある。	・御意見のとおり、経営健全化に向けた取組は、粘り強く継続的に実施していく必要があると考えております。賃料アップやユーティリティ売上げの向上、また計画に基づく施設・設備の修繕等を行いつつ優先度の高いものについては柔軟に対応するなど、着実に進めてまいります。
7	川崎市消防防災指導公社の経営の健全化について	・南海トラフ地震や頻発する水害により市民の防災意識は高まっているものと考ええる。法人の役割は市民生活に直結する重要なものであるため、経営健全化に向けて既存事業で収入確保に注力するというよりは、市からの財源投入なども視野に入れて検討すべきと考えるがいかがか。	・本市施策推進に向けた事業取組「防火防災及び救急に関する普及啓発事業」における市の見解と同様でございます。（P24 項番 20 参照）

項番	項目	意見	市の見解
8	川崎市消防防災指導 公社の経営の健全化 について	・費用対効果の評価が「(4)不十分である」となっており、本市財政支出が増加した主な要因は、定年延長に伴う職員給与額の改定等による事業費（委託料）増とのことだが、公的サービスを維持していく上で職員給与の適切な増額は重要とも言える。また、公的サービスの実施にあたり、実施主体の選択肢として直轄や民間もある中で出資法人を選択しているのであれば、法人の事業の棚卸しや財務分析を行った上で、市の人事政策とも連携した人員と給与水準の適正な管理が重要である。そのための必要な市からの財政支出は行うべきと考える。考え方や方向性を確認したい。	・本市施策推進に向けた事業取組「防火防災及び救急に関する普及啓発事業」における市の見解と同様でございます。（P24 項番 20 参照）

- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解
意見等特になし。

【参考資料】

(1) 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	役職等
出石 稔 (会長)	関東学院大学 法学部 教授
出雲 明子	明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科 専任教授
嘉藤 亮	神奈川大学 法学部 自治行政学科主任 教授
黒石 匡昭	P A パートナーズ株式会社 代表取締役 公認会計士
中村 郁博	東洋大学 大学院経済学研究科公民連携専攻 専攻長 兼 教授 東洋大学 国際 P P P 研究所 所長

(2) 審議経過

・第 1 回委員会

令和 8 年 7 月 6 日 (月) 川崎市役所本庁舎 2 階 204 会議室 (WEB 併用)

・第 2 回委員会

令和 8 年 7 月 27 日 (月) 川崎市役所本庁舎 2 階 204 会議室 (WEB 併用)